

国民健康保険税の賦課に係る算定誤りについて

国民健康保険税の課税に当たり、前年度中に亡くなられた方の情報をシステムから除外する処理が漏れており、令和3年度及び令和4年度の一部の課税額等に誤りがあることが判明しましたので、お知らせします。

本件につきましては、被保険者の皆様にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

1 事案判明の経過・原因

国民健康保険には、被保険者が後期高齢者医療制度へ移ると、当該被保険者と同一世帯の国民健康保険の被保険者に対する国民健康保険税の軽減制度があります。

当該軽減制度の対象者となる被保険者の令和4年度の課税計算をする上で、前年度中に亡くなられた方の情報を当該被保険者の世帯から除外しなければならないところ、一部の亡くなられた方を除外していなかったため、税額の計算に誤りが生じていました。

このほか、税額の計算に誤りが生じていた被保険者に対する納税通知書に、既に亡くなられていた方の氏名が記載されていたことから、市民の方からの問合せを受け、判明したものです。

また、令和3年度に課税した一部の国民健康保険税についても、同様の処理誤りにより、課税額に誤りがあることが判明しています。

2 対象件数

対象世帯	税額が増額となる世帯	税額が減額となる世帯	税額が変わらない世帯
令和4年度 46世帯	8世帯 総額 89,400円	10世帯 総額 456,800円	28世帯 —
令和3年度 2世帯	— —	2世帯 総額 21,900円	— —

3 今後の対応

対象となる被保険者に対しましては、既に個別に連絡を行っており、改めて、おわびの文書とともに正しい納税通知書と納付書を送付します。

4 再発防止策

軽減判定に必要な入力処理に対する確認をチェックリストを用いて複数人で行うなど、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ先
国保年金課
直通電話 042(769)8296
対応責任者氏名 田野倉・大室